

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の 適用関係に関するガイドライン

平成14年6月策定
平成28年3月最終改定

※ 本ガイドラインは、平成28年5月21日から適用する。

平成 28 年 3 月
総務省総合通信基盤局

目 次

1	ガイドラインの目的等	2
	(1) ガイドラインの目的	2
	(2) ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲	2
	1) MNO	2
	2) MVNO	3
	3) MVNE	3
2	電気通信事業法に係る事項	4
	(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続	4
	(2) MVNOとMNOとの間の関係	4
	1) 卸電気通信役務の提供による場合	4
	2) 事業者間接続による場合	6
	ア 事業法第32条に基づく一般的規律	6
	イ 二種指定事業者の接続に係る規律	10
	3) 市場支配的なMNOに係る規律	25
	4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項	26
	ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化	26
	イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化	26
	ウ ネットワークのふくそう対策	28
	エ MVNOによる端末の調達	28
	オ 電気通信番号(電話番号)管理	29
	5) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合	31
	ア 法制上の解釈に関する相談	31
	イ 意見申出制度	32
	ウ 協議が調わなかった場合の手続	32
	(3) MVNOと利用者との間の関係	33
	1) MVNOと利用者との間の契約関係	33
	2) 消費者保護ルール	35
	(4) その他	36
	1) 業務協定の認可の申請	36
	2) 通信量等の報告	36
	3) 事業開始の届出内容の変更の届出等	36
	4) 契約数等の報告	37
3	電波法に係る事項	39
	(1) 事業開始の際に必要な手続	39
	(2) MVNOとMNOの関係	39
4	ローミングに係る事項(電気通信事業法及び電波法関連)	41
	(1) 国内ローミング	41
	(2) 国際ローミング	41
5	開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO	43
	(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行	43
	(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行	43
6	見直し	45

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきた。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者(MNO: Mobile Network Operator)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、MVNOの事業展開やMNO間の接続等に関連する電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び電波法(昭和25年法律第131号)の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

(2) ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、MVNOと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、MVNOとして想定されるビジネスモデル(サービス提供形態)を網羅的に列挙し、MVNOの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義(working definition)し、用いることとする(今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。)

なお、次の定義に必ずしも該当しないMVNOであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

1) MNO

MNOとは、電気通信役務としての移動通信サービス(以下単に「移動通信サービス」という。)を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設(開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。)又は運用している者と定義する。

2) MVNO

MVNOとは、

- ① MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、
- ② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者と定義する^{1,2}。

3) MVNE

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

- ① MVNOの課金システムの構築・運用、MVNOの代理人として行うMNOとの交渉や端末調達、MVNOに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合
- ② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のMVNOに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例、MNO及びMVNEとの関係の例（いずれもイメージ図）】

⇒ 図1のとおり。

¹ 例えば、フェムトセル方式の超小型基地局等の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。

しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

² なお、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項第17号において、MVNOが提供するサービスとして、「仮想移動電気通信サービス」を「移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。」と定義している。

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和62年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない³（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第10条第1項）⁴。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

MVNOとMNOとの関係について、MNOからMVNOに対する卸電気通信役務の提供、又はMNOとMVNOとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】

⇒ 図2のとおり。

1) 卸電気通信役務の提供による場合

MVNOが、MNOから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOは電気通信事業者であることから、MNOがMVNOに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第29条第1項第10号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般

³ その設置する電気通信回線設備が電気通信事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

⁴ 当該登録、届出又は変更報告に当たっては事業法施行規則様式第4の「電気通信役務の種類」の欄28の該当箇所に「○」を記入することが必要となる。

利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない(事業法第121条)。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。)を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

第二種指定電気通信設備を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。)は、当該設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項(特定の卸電気通信役務⁵について、当該MNOの特定関係法人⁶であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)⁷を総務大臣に届け出なければならない(これらを変更等するときも同様)(事業法第38条の2)⁸。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない(これらを変更等するときも同様)(報告規則第4条の4)。

⁵ 携帯電話又はBWAアクセスサービス(WiMAX2+及びAXGPに限る。)(通信モジュール向けに提供するものを除く。)。以下1)において同じ。

⁶ 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう(事業法第12条の2第4項第1号)。以下同じ。

⁷ 具体的には、電気通信事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。

⁸ 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている(事業法第39条の2)。

また、MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある^{9,10}（事業法第29条第1項第10号）。

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

MVNOは、その電気通信設備をMNO及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「MNO等」という。）の電気通信回線設備¹¹と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、MNO等は、MVNOからその電気通信設備をMNO等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第32条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってMVNOが取得する情報¹²その他の接続条件については、まずはMVNOにおいて提示すべきもので

⁹ 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000157521.pdf)に記載されており、以下のような行為がこれに該当する。

(例)

- MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。
- 自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
- MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。

¹⁰ また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。）は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第4項）。

¹¹ 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電氣的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

¹² 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

あり、MNOはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）

（例）

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等¹³により当該MNOの利用者¹⁴への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁵
- ・MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁶

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）

（例）

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備

・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）

・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報

・主にHLR（Home Location Register：端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報

・主にCDR（Call Detail Record：通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報

・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

¹³ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

¹⁴ 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

¹⁵ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

¹⁶ ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

- ・ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOの社会的信用が毀損され、MNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁷

③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）

（例）

- ・ MNOが、MVNOに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁸

④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）

（例）

- ・ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ MNOが、MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁹

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、MVNOとMNOとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続

¹⁷ 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

¹⁸ 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、MNOはMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

¹⁹ 最低接続期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。また、接続期間の設定や違約金の預入れを求める際には、MNOはMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない²⁰。

(イ) 利用者料金の設定権の帰属

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、MVNOが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる²¹。

(ウ) 接続料の課金方式

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方法を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる²²。

(エ) 接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第 号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、

²⁰ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1 裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）

（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

²¹ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2 裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）

（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

²² 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3 裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）

（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

(オ) 接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

(カ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これ

を変更するときも同様) (事業法第34条第2項)とともに、当該接続約款を公表²³する義務を負う(事業法第34条第5項)。また、二種指定事業者の定める接続約款が次の①～⑧に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる(事業法第34条第3項)

- ① 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき(事業法第34条第3項第1号イ)
- ② 総務省令で定める機能ごとの二種指定事業者が取得すべき金額が適正かつ明確に定められていないとき(事業法第34条第3項第1号ロ)
- ③ 二種指定事業者及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき(事業法第34条第3項第1号ハ)
- ④ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき(事業法第34条第3項第1号ニ)
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき(事業法第34条第3項第1号ホ)
- ⑥ 二種指定事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき²⁴(事業法第34条第3項第2号)
- ⑦ 接続条件が、二種指定事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき(事業法第34条第3項第3号)
- ⑧ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき(事業法第34条第3項第4号)

なお、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

(ア) アンバンドル機能等

²³ 接続約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない(事業法施行規則第23条の8)。

²⁴ 第二種指定事業者との接続にあつては、当該二種指定事業者の接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの)を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる(事業法第34条第3項第2号)。

なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続(事業法第161条)に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど(事業法第166条第1項)により審査する。

ア) 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まり、アンバンドル²⁵を巡る紛争事案が発生する中で、二種指定事業者は、総務省令で定める機能（アンバンドル機能）ごとの接続料を接続約款に定めなければならないとされていること（事業法第34条第3項第1号ロ）等を踏まえ、aのとおり「アンバンドル等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ)のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなポータルネットワーク性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

a アンバンドル等の判断基準

(a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、以下の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること²⁶

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

²⁵ 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。

²⁶ 具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

b プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能
- ② データ伝送交換機能
- ③ 番号ポータビリティ転送機能
- ④ ショートメッセージ伝送交換機能

ウ) 開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑤までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 携帯電話のEメール転送機能
- ③ パケット着信機能
- ④ 端末情報提供機能
- ⑤ HLR/HSS連携機能

(イ) 接続料の算定方法

ア) 基本的な考え方

a 算定方法に関する考え方を示す目的

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づく接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う

可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。

b 対象となる接続料

(イ)に示す考え方は、(アイ)の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

c 接続料の構成

(a) 接続料は、機能に係る接続料原価（第二種指定設備管理運営費）及び利潤（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額）の合計額を当該接続料原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定められる（二種接続料規則第11条第1項）。

(b) 音声伝送交換機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理したものを事業法施行規則様式第17の4の5により提出するものとされている。

- ① 第二種指定端末系交換設備
- ② 第二種指定中継系伝送路設備
- ③ 第二種指定中継系交換設備
- ④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- ⑤ 第二種指定端末系無線基地局
- ⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- ⑦ 信号用伝送路設備
- ⑧ 信号用中継交換機
- ⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
- ⑪ 設備への帰属が認められないもの

d 接続料の算定期間

接続料原価及び利潤の算定期間は、原則として1年とする（二種接続料規則第6条第3項）。接続料の算定は、算定期間に係る実績値を基に行う。

e 用語

（イ）において使用する次の①から⑳までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第1（勘定科目表）及び別表第2（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

- | | |
|------------|-----------|
| ① 固定資産 | ⑪ 施設保全費 |
| ② 投資その他の資産 | ⑫ 共通費 |
| ③ 貯蔵品 | ⑬ 管理費 |
| ④ 負債 | ⑭ 試験研究費 |
| ⑤ 社債 | ⑮ 研究費償却 |
| ⑥ 借入金 | ⑯ 減価償却費 |
| ⑦ 純資産 | ⑰ 固定資産除却費 |
| ⑧ 営業費用 | ⑱ 通信設備使用料 |
| ⑨ 営業費 | ⑲ 租税公課 |
| ⑩ 運用費 | ⑳ 営業外費用 |

イ) 接続料原価

a 算定プロセス

接続料原価は、b及びcに示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

b 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

（a）ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

- a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。
 - b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。
- (b) ステップ2においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。
- a) 契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用²⁷が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。
 - b) 契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。
- (c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。
- a) 接続料原価対象外費用は、dに示す考え方に基づいて特定する。
 - b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。
- c) データ伝送交換機能
- (a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。
- a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

²⁷ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用²⁸及び接続事業者が使用しない設備に係る費用²⁹が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、dに示す考え方に基づいて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

d 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として接続料原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

²⁸ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

²⁹ 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。

電気通信の啓発活動³⁰に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集³¹に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）

② 他の事業者が個別に負担している設備費³²

③ 付加機能³³の用に供する設備費

ウ) 利潤

a 基本的な考え方

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とし、その算定に当たっては、時価ではなく、公開されている財務諸表に記載されている簿価を用いる。この場合において、貸借対照表の値は、期首末平均値³⁴を用いることとする（二種接続料規則第6条第2項後段）。

b 他人資本費用の計算

(a) 他人資本費用の額の計算は、二種接続料規則第8条及び平成28年総務省告示第〇号（二種接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件。以下「二種接続料告示」という。）第2条におい

³⁰ 例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。

³¹ 例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。

³² 例として、POI回線に係る費用。

³³ 例として、留守番電話機能。

³⁴ 期首末平均値とは、①原価及び利潤の算定期間の期末時点における貸借対照表の値と②原価及び利潤の前算定期間の期末時点における貸借対照表の値の平均値のこと。

て、次のとおり規定されている。

- a) 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率}$$

- b) 機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{機能に係るレートベース} = \text{対象設備等の正味固定資産価額} + \text{繰延資産} + \text{投資その他の資産} + \text{貯蔵品} + \text{運転資本}$$

- c) 対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

- d) 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、それぞれ電気通信事業会計規則第5条第1項前段の規定に基づき作成される貸借対照表に記載されたもののうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものの額並びに貸借対照表に記載された貯蔵品の額を基礎として算定する。

- e) 運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）} \times (\text{機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数} / 365 \text{日})$$

- f) 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

- g) 他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

- h) 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

i) 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

二種接続料告示第2条に基づき、当該値は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であって当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、3で除した値とする。

- ・ 原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・ 原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・ 原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

(b) 他人資本比率の算定

「負債の額」及び「負債資本合計」は、ウ) aの基本的な考え方を踏まえ、貸借対照表上の「負債の額」及び「純資産の額」として計上されている簿価を用いることとし、時価を用いる算定は行わないこととする。

(c) 有利子負債の範囲

社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

c 自己資本費用の計算

(a) 自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条において、次のとおり規定されている。

a) 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

b) 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

c) 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下 c において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業

平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

d) β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

(b) リスクの低い金融商品の平均金利

リスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

(c) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report のうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

d 利益対応税の計算

(a) 利益対応税の額の計算は、二種接続料規則第10条において、次のとおり規定されている。

a) 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋（機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率））
× 利益対応税率

b) 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

- c) 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

エ) 需要

a) 音声伝送交換機能

音声伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第12条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

- a) 音声伝送交換機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は、ア) c (b) に掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して算定される総通信時間とする。

b) データ伝送交換機能

データ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第13条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

- a) データ伝送交換機能の接続料が回線容量をその単位とすることから、その需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

c) 番号ポータビリティ転送機能

番号ポータビリティ転送機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第14条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

- a) 番号ポータビリティ転送機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は総通信時間とする。

d) ショートメッセージ伝送交換機能

ショートメッセージ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第15条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

- a) ショートメッセージ伝送交換機能の接続料が通信回数をその単位とすることから、その需要は総通信回数とする。

(ウ) 接続料の精算方法

ア) 精算に関する遡及時点

接続料の精算は、毎事業年度の会計を整理した場合において、当該会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、接続料の変更前後の差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条本文）。

しかしながら、相当の需要の増加等により、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料の精算については、算定期間の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条ただし書）。

この点については、当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。

イ) 暫定値

算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、算定期間の翌年度の期首までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。

(エ) 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定されている。

ア) 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

イ) データ伝送交換機能に係るもの

第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであって、データ伝送役務の提供に用いられるもの限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。）

ウ) ショートメッセージ伝送交換機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な事項について接続約款に記載しなければならないが、当該事項は、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号及び平成28年総務省告示第〇号（電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）に定める次の①から⑩までの事項が該当する。

- ① MVNOが接続の請求等を行う場合の手続（情報の開示手続³⁵を含む）等
- ② MVNOが接続に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続
- ③ MVNOによる電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該MVNOの電気通信設備を用いて提供されるものに限る。以下（オ）において同じ。）の提供に用いられる、二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム

³⁵ ①接続協議等に関する情報、②カバーエリア、③業務システム、SIMカード又はふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報

(以下「業務システム」という。)若しくはSIMカードの提供又は特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

- ④ MVNOによる電気通信役務の提供に用いられる二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関してMVNOが負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの
- ⑤ ふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのあるMVNOの利用者に対する説明その他の二種指定事業者及びMVNOがその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- ⑥ 重要通信の取扱方法
- ⑦ MVNOが接続に関して行う請求及び二種指定事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式
- ⑧ MVNOとの協議が調わないときの事業法第154条第1項若しくは第157条第1項のあっせん又は法第155条第1項若しくは第157条第3項の仲裁による解決方法
- ⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、MVNOの権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
- ⑩ 有効期間を定めるときは、その期間

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある（事業法34条第7項）ため、例えば、次の①及び②に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

- ① 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報
- ② 業務システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報

3) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下3)において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第5項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ① MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ② 市場支配的なMNOが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なMNOの特定関係法人であるMVNOであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかに問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい³⁶。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにMVNOに通知するなど、MVNOの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

MNOが卸電気通信役務の提供又は接続に関してMVNOとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNOにおいて、MVNOからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要がある。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある³⁷。

³⁶ MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（11頁）を参照）。

（例）

- ・MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別のかつ煩雑な協議を強いること。
- ・MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
- ・MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
- ・卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

³⁷ MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOが

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> ・MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系
	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが提供するサービスの原価 ・MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようとする付加価値サービス部分に係る事業計画
<ul style="list-style-type: none"> ・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その

ら事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とするのは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務の提供や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

- ・MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる³⁸。

ウ ネットワークのふくそう対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる(事業法第29条第1項第2号)。

エ MVNOによる端末の調達

MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準³⁹を満たす必要がある(電波法に係る事項については、「3 電波法に係る事項」を参照)。

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない(事業法第52条)こととされており、MVNOが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をMNOのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受

³⁸ なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる(共同ガイドライン(11頁)を参照)。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

³⁹ 事業法第69条及び「端末設備等規則」(平成16年総務省令第44号)並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/)、「無線局機器に関する基準認証制度」(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/>)を参照。

けることとなる。

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

また、MVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

そうした事前確認試験等を実施する際に、MNOが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第29条第1項第2号）の対象となる場合がある。

オ 電気通信番号(電話番号)管理

(ア) 電話番号の利用

移動通信サービスに関する電話番号について、総務大臣から指定を受けるためには、当該移動通信サービスを自ら提供するための基地局の無線局免許を有することが必要とされており（電気通信番号規則第9条第1項、第15条第2項、別表第一及び別表第二）、当該無線局免許を持たないMVNOに対し、直接電話番号が指定されることはない⁴⁰。

このため、MVNOがMNOの電気通信回線設備に接続される携帯端末等を利用者に提供して役務提供を行う場合であっても、事業法上の電話番号の指定を受ける対象はMNOである。

⁴⁰ ただし、例えばMVNOが特定基地局の開設計画の認定を受けたMNOと接続してIP電話サービスを提供する場合には、電気通信番号規則第10条第1項第2号の規定に基づき、同規則別表第二の12の項の要件を満たすことにより、MVNOが直接050番号の指定を受けることが可能である。また、MVNOが当該MNOと接続してFMCサービスを提供する場合には、同規則第10条第1項第1号の規定に基づき、同規則別表第二の11の項の要件を満たすことにより、MVNOが直接060番号の指定を受けることが可能である。

したがって、MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供する場合、MVNOは、電気通信役務の提供元であるMNOに付与された電話番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該MNOとの間において締結される卸電気通信役務契約において電話番号の利用についての取り決めを行うこととなる。当該番号のMNOからMVNOへの受け渡しの形態については、あくまでMVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である⁴¹。

また、MVNOがMNOと接続してサービスを提供する場合、MVNOの利用者は、MVNOからだけではなく、無線ネットワーク等MNOの役務提供区間において、MNOからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電話番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られることとなる。

(イ) 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けサービス⁴²を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOは、MVNOの利用者に係る電話番号について、次の①から③までに掲げる措置を講じなければならない（電気通信番号規則第20条）。

- ① 当該MNOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供するMVNO（以下「卸先MVNO」という。）の利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第1号）。
- ② 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。
- ③ 当該MNO又は卸先MVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと卸先MVNOとの間及び卸先MVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

⁴¹ MNOが電気通信番号の指定を申請する際には、MVNOの需要の見込みを自らの「電気通信番号を必要とする根拠となる需要の見込み」に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。

このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

⁴² 衛星船舶電話サービス、衛星携帯電話サービス及びデータ通信専用サービスを除く。

また、MVNOがMNOと接続してサービス⁴¹を提供する場合⁴³には、接続相手のMNO以外の電気通信事業者（MNO及びMVNO）から接続先のMVNOへ利用者が移行する際、引き続き同じ電話番号を利用できるようにするための措置を、携帯電話の電話番号の指定を受けている当該MNOが講じなければならない。なお、当該措置は上記の関係事業者間で相互（双方向）に確保されることが求められる。

上記のMVNOの利用者の番号ポータビリティに係るMNOの措置の義務はルーティング変更等システム上の措置を求めるものであり、受付等の手続については、MNOに対して制度上義務付けるものではなく、まずは、MNOとMVNOとの間の協議によるべき事項である。

なお、MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受け、自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOの利用者と直接契約を行うのはMVNOとなるため、MVNOも、事業開始時点から、MNOとの間の協議により決定された範囲内で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、顧客情報の確認、本人確認等の番号ポータビリティ受付の対応など番号ポータビリティの実施において必要な措置を自ら実施することが一般的である。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、MNOは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。また、店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。

5) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

ア 法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施

⁴³ この場合、当該MNOの役務提供区間においては、利用者に対して当該MNOが電気通信役務の提供を行っている関係にある。

するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

イ 意見申出制度

MNOとMVNOとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、MNO（又はMVNO）の業務の方法に苦情その他意見のあるMVNO（又はMNO）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第172条第2項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（07年12月）⁴⁴に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第29条に基づく業務改善命令等）を講じる。

ウ 協議が調わなかった場合の手続

（ア）総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるMVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該MVNOは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法第35条第1項及び第39条において準用する第38条）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、総務大臣の裁定を

⁴⁴ http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf

申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項並びに第39条において準用する第38条）。

（イ）電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第154条）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第155条）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛争処理マニュアル 紛争処理の制度と実務」⁴⁵を参照。

（3）MVNOと利用者との関係

1) MVNOと利用者との間の契約関係⁴⁶

MVNOと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、MVNOに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項）。

① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき

⁴⁵ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html

⁴⁶ 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合には、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
- ③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
- ④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
- ⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（11頁）を参照。

また、MVNOが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、MVNOがこれらの情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第4条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、MVNOは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン」（平成16年総務省告示第695号）が適用される。MVNOがMNOの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、MVNOが利用者の個人情報をMNOに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン第15条）。

この場合において、MVNOは、電気通信サービスの提供に関する契約約款において、当該個人情報の第三者提供に関する規定を定め、当該契約約款に基づき電気通信サービス提供契約を締結している場合、本人の同意があるものと解される⁴⁷。

また、MNOはMVNOから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するMVNOは、音声通話サービ

⁴⁷ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html) 参照

スに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、MVNOとMNOとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきMVNOに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）第2条ただし書⁴⁸において、同法の適用を受ける携帯音声通信役務から除外されているため、MNOは、当該契約の締結に際して、MVNOに対して本人確認等を行う必要はない。

2) 提供条件の説明及び苦情等の処理

MVNO及び当該MVNOに係る契約の締結の媒介等を業として行う者は、次に掲げる一般消費者向けの移動通信サービスの提供に関する契約の締結等をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要についてその者に説明しなければならない（事業法第26条）⁴⁹。

- ① 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続のサービス
- ② PHS及びPHS端末からのインターネット接続のサービス
- ③ ①及び②を除くインターネット接続サービス

また、MVNOは、当該電気通信役務の利用者からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第27条）⁴⁹。この場合、MVNOに寄せられた苦情及び問い合わせが、MNOの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、MNOはMVNOと協力して対応する必要がある。

なお、総務大臣は、事業法第26条及び第27条の規定に違反したときは、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第2項）⁴⁹。

⁴⁸ 「法第2条第2項の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信役務の提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供される電気通信役務であって、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務とする。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条）

⁴⁹ 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/kankei_hourei-guideline.html)を参照。

(4) その他

MVNOは、事業開始の процедуруした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

1) 業務協定の認可の申請

MVNOの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第40条）。

2) 通信量等の報告

上記1)の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第3項及び第5条）。

3) 事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名の変更にあっては変更後遅滞なく、業務区域の変更にあっては事前に届け出を要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第16条第2項及び第3項、事業法施行規則第9条及び第10条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第17条、事業法施行規則第11条）。

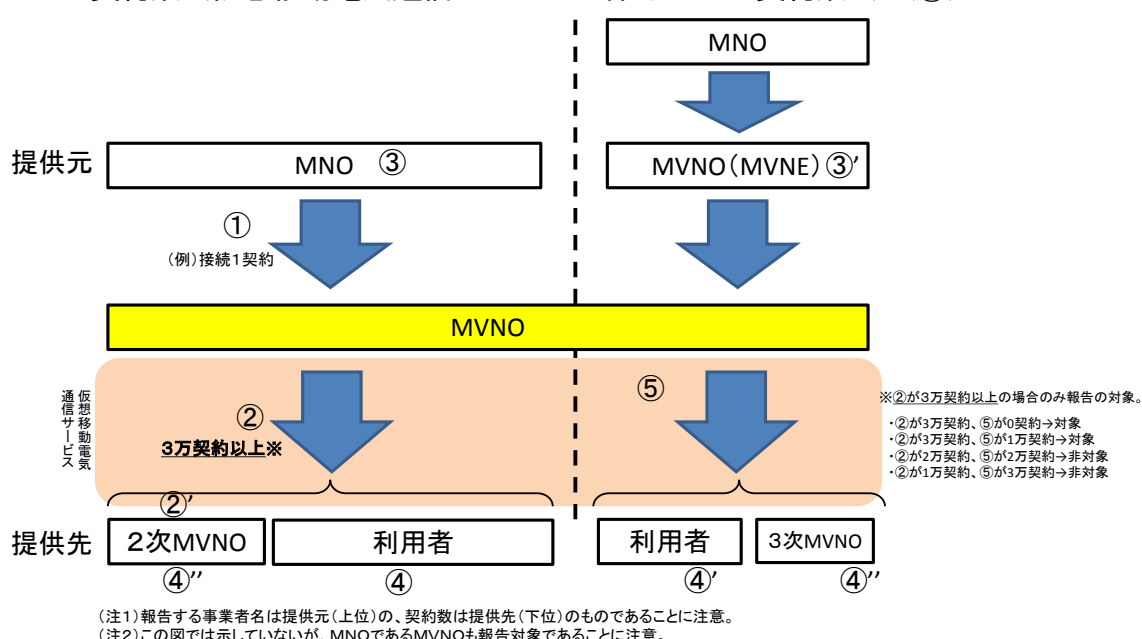
電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第18条第1項）。なお、この場合には、休廃止の日までに適切な期間を確保して、その旨を利用者に対して周知させなければならない（事業法第18条第3項）⁴⁸。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第18条第2項）。

4) 契約数等の報告

MVNOのうち、MNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより(①)、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上⁵⁰(②)であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項及び様式第15の2)。

具体的には、次のとおり。

- ・事業者名(卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名⁵¹) (③)
- ・契約数(仮想移動電気通信サービスに係る全ての契約数⁵²) (④)



また、MNOは、自ら提供する携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係るMVNOがある場合には、毎四半期ごとに自ら提供するサービスに係る契約数(①)のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数等を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項、様式第3第2表、様式第11、様式第12、様式第13第2表)。

具体的には、次のとおり。

<様式第3第2表、様式第13第2表>

- ・契約数(仮想移動電気通信サービスに係る契約数の合計数(②)、接続に係るM

⁵⁰ なお、当該仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。(②')

⁵¹ なお、他のMVNO又はMVNEと卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、当該MVNO又はMVNEの事業者名も含む。(③')

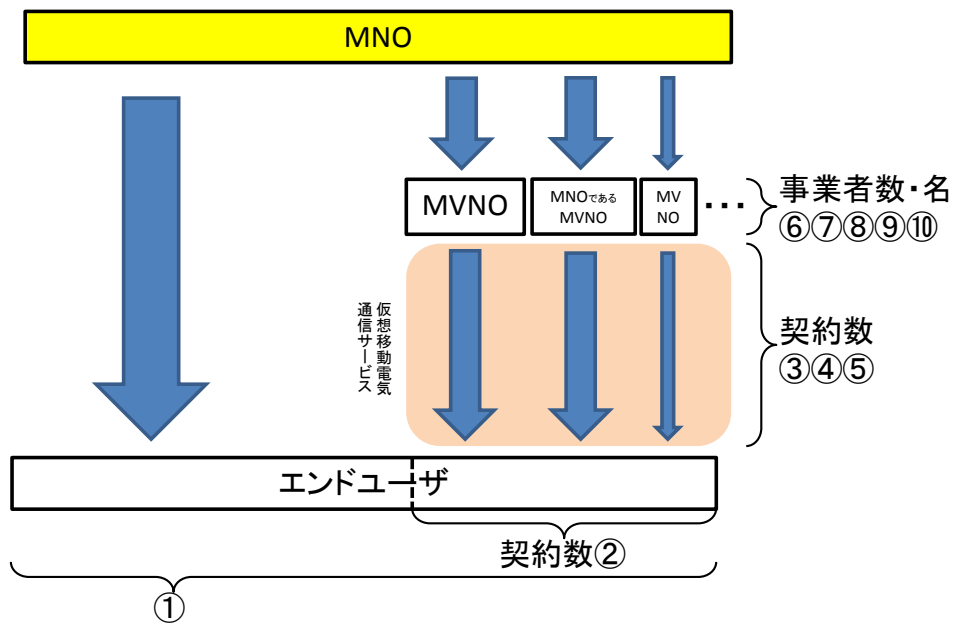
⁵² なお、他のMVNO又はMVNEと卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することによって提供している仮想移動電気通信サービスに係る契約数も含む(④')。また、当該仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む(④'')。

VNOの契約数の合計数 (③)、MNOであるMVNOの契約数の合計数 (④)、契約数が3万以上のMVNOの契約数の合計数 (⑤))

- ・事業者数 (事業者数 (⑥)、接続に係るMVNOの事業者数 (⑦)、MNOであるMVNOの事業者数 (⑧))
- ・事業者名 (契約数が3万以上であるMVNOの名称 (⑨) と契約数が3万未満であるMVNOの名称 (⑩))

<様式第 11 及び第 12>

- ・事業者数 (⑥)
- ・契約数の合計数 (②)



3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者（以下「みなしMVNO」という（脚注1参照。））が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の4第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

(2) MVNOとMNOの関係

MNOが無線局を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する⁵³。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「MVNOの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある⁵⁴。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることになる（電波法第70条の8第3項において準用する同法第76条第1項）。

また、MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項）、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第76条第5項第4号）。

⁵³ MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

⁵⁴ 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

この他、MVNOは、MNOに対して、実際に運用されているMVNOの利用者が用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（1）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域⁵⁵に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第29条第1項各号）。

（2）国際ローミング

MVNOの利用者が提供を受ける国際ローミングサービスについては、MNOと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、MVNOにおいて、特段の行政手続を要しない。

MVNOが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5第1項及び第2項）。

- ① 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

⁵⁵ 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域。

なお、国内のMVNOからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO

(1) 電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

特定基地局の開設計画において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合⁵⁶、開設計画の認定を受けたMNOは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁵⁷、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設計画の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第7項）⁵⁸。

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録、同法第12条の2の登録の更新又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない⁵⁹。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

⁵⁶ 例えば、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画に関する指針（平成25年総務省告示第229号）においては、指定周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していることを開設計画の認定の要件として定めている。

⁵⁷ 例えば、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画に関する指針においては、開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出するものと規定されており、総務大臣は、開設計画の認定を受けた者から提出された書類について、本開設計画及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものと規定されている。MVNOへの説明会の開催や標準プランの策定その他のMVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況も当該報告の対象となる。

⁵⁸ 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設計画の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設計画に当たっての免許の要件として規定されている。

⁵⁹ 例えば、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画に関する計画について認定を受けた者に係る事業法第9条の電気通信事業の登録又は同法第13条に基づく変更登録に関し、①登録申請の添付書類として、電波法第27条の13に基づく特定基地局の開設計画において「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」として記載した内容を添付すること、②当該記載内容を履行すること及び他の電気通信事業者への開放状況を報告することを条件として付すこととしている。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

なお、当該MNOが事業法第9条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第27条の15第1項）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

(全般〔代表窓口〕)

MVNO支援相談センター（料金サービス課内） TEL. 03-5253-5845

(事業法関係)

電気通信事業部 事業政策課（事業法に基づく登録、ローミング等関係）

TEL. 03-5253-5835

(報告規則関係) TEL. 03-5253-5947

料金サービス課（事業者間接続、事業者間協議関係）

TEL. 03-5253-5845

データ通信課（事業法に基づく届出関係）

TEL. 03-5253-5852

(電波法関係)

電波部

電波政策課

TEL. 03-5253-5873

移動通信課

TEL. 03-5253-5893

図 1

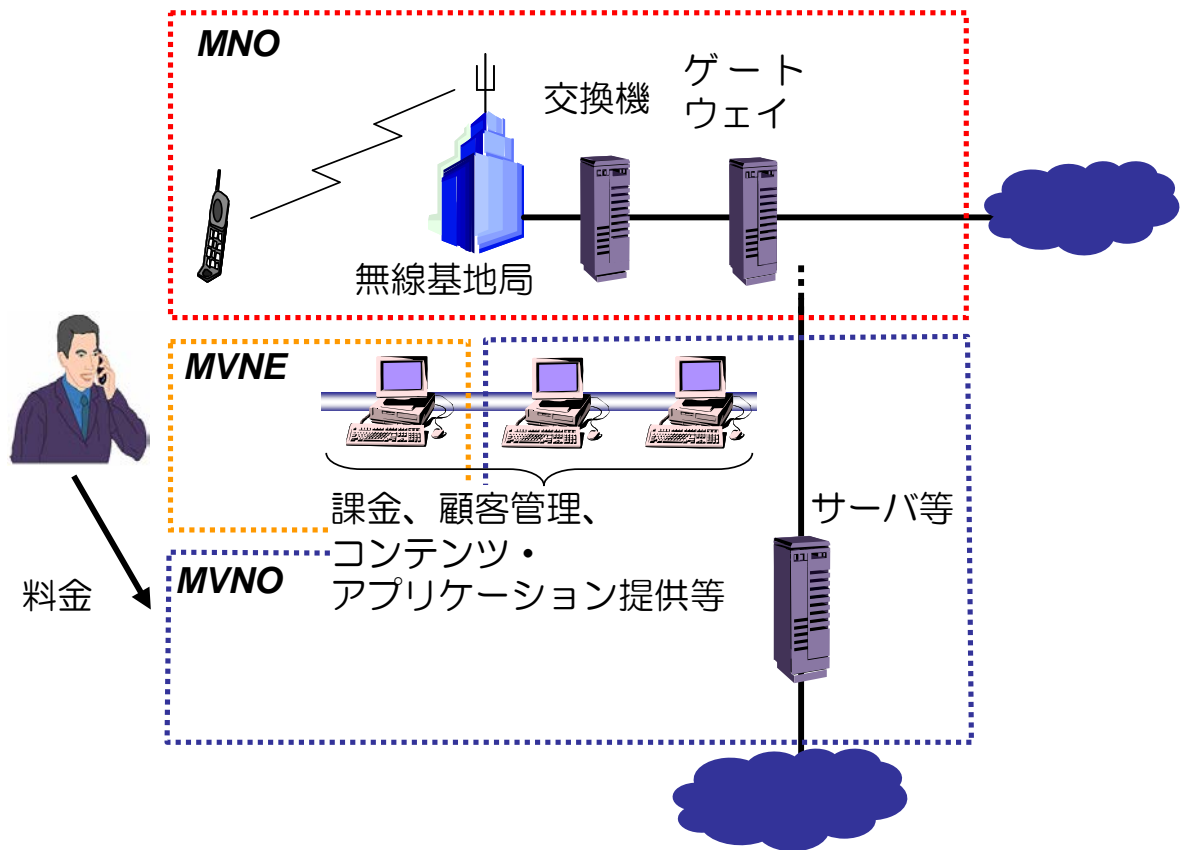


図 2

